

ハラスメント相談・人権相談対応の流れ

相談者

相談

アドバイス

学内相談・学外窓口

ハラスメント等相談員

次のようなハラスメント被害を受けたとき

- セクシュアル・ハラスメント、性暴力等
相手の意に反する性的な言動（性暴力を含む。）で、不利益や不快感を与え、教育研究環境や職場環境を悪化させること。
- 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント
妊娠・出産したことや育児・介護休業などの制度を利用したことに対する不適切な言動により、相手に不利益や不快感を与え、教育研究環境や職場環境を悪化させること。
- アカデミック・ハラスメント
教育・研究の場において、優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害すること。
- パワー・ハラスメント
職場において、職務上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手の就労意欲や就労環境を害すること。

人権相談員

次のような人権侵害を受けたとき

- 国籍・出身地・出身校・職業・地位や思想・信条等による不当な取扱いや差別・いじめ・嫌がらせ。
- 噂の捏造や事実の有無に関わらず、相手の評判を落とすようなことを言いふらされる。
- 他人に自分の個人情報を読まれる。
- その他の人権侵害



* 学外窓口においては、苦情相談を受け付けます。

報告

連携

報告

連携

総括ハラスメント等相談員(ハラスメント等防止委員会委員長)
ハラスメント等防止委員会
相談員と連携して問題解決に向けて対応

総括人権相談員(人権問題委員会委員長)
人権問題委員会
相談員と連携して問題解決に向けて対応

報告

報告

報告

設置

報告

ハラスメント等対策委員会
問題解決に必要な事実関係の調査等

学長

調査結果に基づいて適切な救済措置を講じます。*

調査部会

問題解決に必要な事実関係の調査等

* 必要に応じて、懲戒規則に基づく審議機関の審査により、行為者への処分の検討が行われます。